平成２８年（フ）第７０７号
大阪市平野区加美西１丁目17番３―605号
債務者　本澤　由佳（旧姓高川）
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７１７号
大阪市東住吉区矢田６丁目10番３―704号
債務者　村上　智美
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３４号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田144―101
債務者　森　　慶
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５０号
徳島県鳴門市里浦町里浦字坂田360番地の２
破産者　株式会社瀬戸内グルメ
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
愛媛県宇和島市明倫町４丁目１番１号　三好ビル１号室
破産者　有限会社アプトリィー
1　決定年月日　平成28年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１６１号
埼玉県所沢市北所沢町2259番地の10
破産者　宗像　義恵
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１２号
埼玉県志木市本町６丁目27番９号グリーンハイツ１階
破産者　ＩＧＰ株式会社
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７号
千葉県茂原市早野1929番地３（コスモ茂原204号）
破産者　尾崎　周三
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
神奈川県厚木市岡田３丁目17番34号
破産者　有限会社アキヤマカンパニー
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１４１０号
名古屋市中村区則武２丁目３番２号
破産者　有限会社ショーラク
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５６１号
名古屋市名東区本郷２丁目66番地の２
破産者　株式会社ベルテクス
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８８６号
京都府城陽市市辺石原59番地
破産者　岡崎造園土木有限会社
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２１５４号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　有限会社焼却センター
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５５号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　北備運輸株式会社
1　決定年月日　平成28年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９８号
北海道帯広市西９条南12丁目２番地１
破産者　吉田工研有限会社
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
青森県弘前市大字大清水４丁目９番地７
破産者　有限会社ササキフーズ
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１９４０号
横浜市港北区新横浜２丁目５番14号ＷＩＳＥＮＥＸＴ新横浜３階
破産者　株式会社インタラクティブクリエイターズ
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１３７号
横浜市港北区小机町1722番地
破産者　有限会社千葉自動車工業
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９号
金沢市泉野町１丁目３番15号
破産者　医療法人社団あさひクリニック
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３５号
静岡県富士市鵜無ケ渕110番地の５
破産者　有限会社郷原電機
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５４号
三重県松阪市五反田町４丁目1400番地１
サープラスⅡＡ―101
破産者　藤原　孝行
1　決定年月日　平成28年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部